

第7 住宅団地再生に活用可能な支援措置

住宅団地再生に係る各種事業について、地方公共団体等が活用可能な国の支援措置を以下に紹介するので、各地方公共団体において取組を進める上で、必要に応じ参考にされたい。

1 計画策定、協議会活動等ソフト事業に対する支援

1 計画策定、協議会活動等ソフト事業に対する支援	担当府省庁
(1)新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金：ソフト事業)	内閣官房・ 内閣府
(2)住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）	国土交通省
(3)住宅団地再生推進モデル事業	国土交通省

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府地方創生推進室）

令和7年度当初予算 2,000.0億円
(令和6年度予算額 1,000.0億円)

事業概要・目的

- 「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体（産官学金労言など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫を後押しし、申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- ・地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



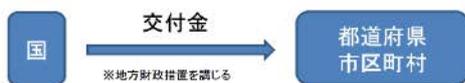
地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



資金の流れ



期待される効果

- 地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。

第2世代交付金の概要

- ▶ 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援

※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。

② ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化

- 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築

- 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1 自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)(社会資本整備総合交付金) 国土交通省

良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地を再生し、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)により、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備及び若年世帯の住替えを促進するリフォーム等について支援を行う。

対象住宅団地の要件

- ✓ 5ha以上(面積要件なし)※
- ✓ 入居開始から概ね30年以上経過(20年以上経過)※
- ✓ 高齢化率が著しく高い(高齢化率要件なし)※
- ✓ 住宅戸数100戸以上
- ✓ 公共用地率が概ね15%以上
- ✓ 都市機能誘導区域又は居住誘導区域内等

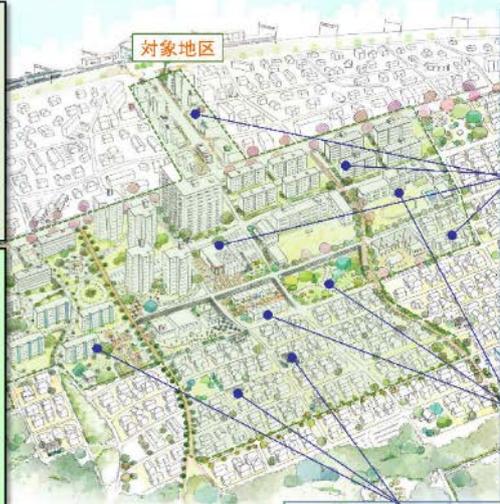
ソフト事業に対する支援

整備計画策定、協議会活動等
地方公共団体・公的主体・民間事業者等で構成される協議会の計画策定や活動を支援

国費率1/3 (1/2)※



(カッコ)※は、改正地域再生法に基づく地域住宅団地再生事業を実施する区域に限る



ハード事業に対する支援

高齢者支援施設・子育て支援施設・コワーキングスペース等の整備

共同住宅等の既存ストックの改修による高齢者支援施設、子育て支援施設、コワーキングスペース、生活サービス拠点となる施設や住替支援施設(生活支援施設)の整備を支援(国費率1/3)



地区公共施設等の整備

公共空間のバリアフリー化や既存公共施設・コミュニティ施設等の改修による整備、公園・緑地、広場等の整備を支援(国費率1/3)



循環利用住宅の整備

既存住宅のインスペクションや一定の要件で性能向上リフォーム工事を支援(国費率1/3)



高齢化等の課題を抱える住宅団地を再生し、将来にわたって持続可能なまちの形成を推進するため、地域再生法改正（令和6年10月1日施行）による措置に加え、地域住民による持続可能な団地再生の取組手法を確立することを目的として、民間事業者等によるモデル的な団地再生の取組に対して支援する住宅団地再生推進モデル事業を創設する。

<住宅団地再生推進モデル事業の実施要件>

- ・資金面又は人材面の観点から、継続性を考慮したモデル的な取組であること。
- ・モデル事業に取組む民間事業者等は、次のいずれかの者。①地域再生推進法人等であること又は地域再生推進法人等を予定している者（以下「推進法人等」という。）、②推進法人等と連携し、住宅団地再生に取組んでいる者
- ・モデル事業に取組む民間事業者等と地方公共団体が連携し、住宅団地再生に取組むこと。
- ・事業主体は事業の実施により得られた成果・知見を国に報告すること。

<事業期限>

令和12年3月31日までに着手したものの
 (事業期間が複数年度にわたる場合、事業期間は、補助金の交付が開始される年度から3箇年度以内とする。)

<支援内容>

対象住宅団地の要件

- ✓ 5ha以上（面積要件なし）※1
- ✓ 入居開始から概ね30年以上経過（20年以上経過）※1
- ✓ 高齢化率が著しく高い（高齢化率要件なし）※1
- ✓ 住宅戸数100戸以上
- ✓ 公共用地率が概ね15%以上
- ✓ 都市機能誘導区域又は居住誘導区域内等

ソフト事業に対する支援

整備計画策定、協議会活動等
 地方公共団体・公的主体・民間事業者等で構成される協議会の計画策定や活動を支援
 (定額補助(300万円を限度))



ハード事業に対する支援

高齢者支援施設・子育て支援施設・コワーキングスペース等の整備
 共同住宅等の既存ストックの改修による高齢者支援施設、子育て支援施設、コワーキングスペース、生活サービス拠点となる施設や住替支援施設（生活支援施設）の整備を支援（国費率1/3※2）



地区公共施設等の整備
 公共空間のバリアフリー化や既存公共施設・コミュニティ施設等の改修による整備、公園・緑地・広場等の整備を支援（国費率1/3※2）



循環利用住宅の整備

既存住宅のインスペクションや一定の要件で性能向上リフォーム工事を支援（国費率1/3※2）



※1：（かっこ）書きは、改正地域再生法に基づく地域住宅団地再生事業を実施する区域に限る。
 ※2：地方公共団体や民間事業者等による負担は、既存ストックを賃貸する際の借料の減免や国の賃料控除の適用など国費に由来する負担を含めずとする。

2 交流拠点等の整備に対する支援

2 交流拠点等の整備に対する支援	担当府省庁
(1)新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金：拠点整備事業)	内閣官房・ 内閣府
(2)地域再生支援利子補給金	内閣府
(3)都市再生整備計画事業 (社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)	国土交通省
(4)都市構造再編集中支援事業	国土交通省
(5)スモールコンセッション（先導的官民連携支援事業）	国土交通省

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府地方創生推進室）

令和7年度当初予算 2,000.0億円
(令和6年度予算額 1,000.0億円)

事業概要・目的

- 「地方こそ成長の主演」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体（産官学金労言など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫を後押しし、申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- ・地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



資金の流れ



期待される効果

- 地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。

第2世代交付金の概要

- ▶ 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援

※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。

② ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化

- 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築

- 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中核中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中核中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

地域再生支援利子補給金 (内閣府地方創生推進事務局) 【地方創生支援利子補給金のうち】

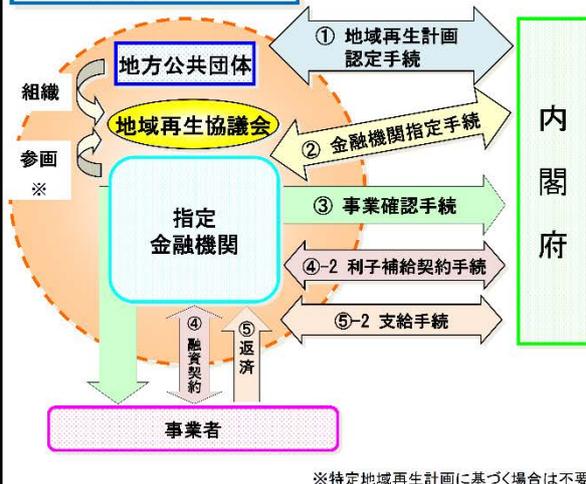
事業概要・目的

○目的：地域再生を総合的かつ効果的に推進するという地域再生法の目的に資するため、投資を誘発し、デジタル等も活用して地域経済を活性化させ、雇用の創出を図ることを目標に、金融面での支援を行うものです。

○概要：認定された地域再生計画に資する事業を行う事業者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定(以下「指定金融機関」という。)したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して5年間です。



事業イメージ



※特定地域再生計画に基づく場合は不要

資金の流れ



期待される効果

○利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資(金融面での支援)を通じ、投資誘発、デジタル等も活用した地域経済の活性化、雇用の創出が期待されます。

都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）

○災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会
 交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）
 ※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率：45%

対象事業
 ○市町村が作成する都市の再生に必要な公共施設等の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行者施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業等

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）
 ※施行地区要件①②③では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：防災拠点の形成によるコンパクトなまちづくりの推進】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）
 ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域
 ・災害リスクの高い地域を含まない区域
 ・以下のいずれかの区域
 （1）市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅^{※1}から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場^{※2}から半径500mの範囲内の区域
 （2）市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域
 ※1ピーク時間帯1時間あたり3本以上あるものに限る。
 ※2令和9年度以降に国に提出される都市再生整備計画に基幹事業については、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に該当する区域を回避し、住所等客観的に明示しない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。
 ○立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由から（1）市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計1今後概ね維持される、(2)都市計画で市街化調整区域の割合が20%以下等により立地適正化計画による誘導可能な都市計画を進めている市町村を含む。

【要件②：市街化調整区域・非線引き白地地域における防災拠点の形成】

○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）
 ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域^{※2}
 ・人口減少率が原則20%未満の市町村
 ・市町村マスタープランに地域の拠点として位置付けられた区域
 ・市町村マスタープランに都市のコンパクト化の方針が明示されており、防災拠点の整備が都市のコンパクト化と齟齬がなく、一定の生活機能の集積が認められる区域
 ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づき条例を制定している場合、当該条例に係る区域を図面、住所等で客観的に明示し、かつ、当該事項と齟齬のない区域
 ・災害リスクの高い地域を含まない区域

【要件③：都市計画区域外における防災拠点の形成】

○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）
 ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域
 ・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域
 ・災害リスクの高い地域を含まない区域
 ※2令和7年度末まで以前に復興まちづくり計画等の防災拠点の位置付けが策定が見込まれる場合、実施可能。

都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共施設等の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
 国費率：1/2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45%（居住誘導区域内等） ※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の国費率：1/2

対象事業
 <市町村、市町村都市再生協議会>
 ○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
 ※市町村が作成する都市の再生に必要な公共施設等の整備等に関する計画

【基幹事業】
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行者施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※、広域連携誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業等

【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）
【居住誘導促進事業】 住居移転支援、元地の適正管理等

<民間事業者等>、<都道府県等（複数市町村が広域的な立地適正化の方針等を定めた場合に限る。）>
 ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設・広域連携誘導施設の整備
 ※民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業額の2/3）に国費率を算出して得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。
 ※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。
 ※誘導施設については、三大都市圏の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」
 ※人規模災害復興に現行する特許人規模災害等を受けて復興計画等を作成し、かつ、立地適正化計画を有さない市町村において①復興計画等に都市機能や居住の立地・誘導に関する方針を記載し、②一定の期間内に立地適正化計画の作成に着手し、完成することが確実であり、当該区域として定めることが確実である区域を含む。
 ○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」
 ※立地適正化計画を整合し市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。
 ○その他、以下の地区においても実施可能
 ・立地適正化計画に基づき誘導施設を総合・整備する場合、廃止された施設の除却等
 ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
 ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
 ・居住誘導区域面積が市街化調整区域面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、(2)防災拠点に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、(3)市街化調整区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するため必要な事業
 ただし、都市計画通称指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害リスクゾーンを有している市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づき条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

市町村が立地適正化計画を作成・公表



市町村が都市再生整備計画を作成・公表



○ 地方公共団体が所有・取得する空き家等の身近な遊休不動産※1について、民間の創意工夫を最大限に生かした小規模※2なPPP/PFI事業※3を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につながる取組みである、スモールコンセッションを推進。

※1 廃校等の現在使われていない施設、住民から寄付を受けた古民家等 ※2 事業費10億円未満程度 ※3 コンセッションをはじめとした官民連携による事業運営

■スモールコンセッションの主なポイントと効果



【参考事例】

○旧刈田家付岡町家群を活用した施設の管理運営事業（岡山県津山市）



【事業手法】コンセッション方式
 【事業期間】運営権設定日～2040年3月（約20年間）
 【事業費】約1.9億円
 【運営権対価】約74百万円（※2023年3月まで無償）
 【補助金】地方創生交付金、街なみ環境整備事業 ほか

個人から寄付された伝統的建造物に指定されている町家を活用した宿泊施設で、マーケット見合いの料金設定や、周辺飲食店との連携等の事業運営を実施。

■スモールコンセッションに活用可能な主な予算支援

民間提案型官民連携モデリング事業

地方公共団体が抱える課題（ニーズ）を民間事業者からの新たな官民連携手法（シーズ）により解決を目指す取組。民間事業者と国土交通省が一体となって新たな官民連携手法を構築し、全国の地方公共団体のモデルとして、地方ブロックプラットフォームなどを通じて横展開につなげていく。

スモールコンセッション形成推進事業

地方公共団体が、廃校や古民家等の遊休公的施設を活用する「スモールコンセッション」に円滑に取り組めるよう、プロジェクトの初期段階における様々な課題の解決をサポートする専門家の派遣を行う。

先導的官民連携支援事業

地方公共団体等が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託費を国が助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進。

＜補助率・補助限度額＞

予算の範囲内で、上限2,000万円の定額補助

（注）都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2、上限1,000万円とする。

○吉川小学校跡地の公共施設等運営事業（福岡県宮若市）



【事業手法】コンセッション方式
 【事業期間】運営権設定日～2055年3月（約30年間）
 【事業費】約11.5億円（※他2種取組の合計費用）
 【運営権対価】課税標準額相当額に50/1000を乗じて得た額に、当該年度の固定資産税相当額を加えた額を年額

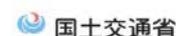
宮若市と民間企業が連携協定を締結し、AI開発センターとして旧校舎棟を活用するほか、グラウンド、体育館を農業観光振興センターと地産地消レストランに整備。

3 既存ストックの改修による施設整備に対する支援

3 既存ストックの改修による施設整備に対する支援	担当府省庁
(1) 空き家対策総合支援事業	国土交通省
(2) (上記のうち) 空き家対策モデル事業	国土交通省
(3) 優良建築物等整備事業 (既存ストック再生型)	国土交通省
(4) マンション総合対策モデル事業	国土交通省
(5) 長期優良住宅化リフォーム推進事業	国土交通省

空き家対策総合支援事業

令和7年度当初予算:59億円



空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援 (事業期間:平成28年度～令和7年度)

■ 空き家の除却・活用への支援 (市区町村向け)

<空き家対策基本事業>

- 空き家の**除却** (特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等)
- 空き家の**活用** (地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用)
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要**な空き家の実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業 (社会資本整備総合交付金) でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

<空き家対策附帯事業>

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業 (行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等)

<空き家対策関連事業>

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

<空き家対策促進事業>

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援 (NPO・民間事業者等向け)

<空き家対策モデル事業>

- 調査検討等支援事業 (ソフト)
(創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援)
- 改修工事等支援事業 (ハード)
(創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援)

※モデル事業の補助率

調査検討等: 定額 除却: 国2/5、事業者3/5 活用: 国1/3、事業者2/3

<補助率>

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

NPOや民間事業者等の創意工夫によるモデル性の高い空き家の活用等に係る調査・検討等や改修工事・除却工事等に対して国が直接支援し、その成果の全国展開を図る。

① ソフト提案部門

次に掲げる3つのテーマのいずれかに該当する取組として、調査検討、普及啓発、事業スキーム構築など空き家対策に関するソフト的な取組を評価（応募に際しては、提案する取組の内容に応じて3つの区分のいずれかを選択）

テーマ1 空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等	テーマ2 空き家等に関連するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等	テーマ3 新たなライフスタイルや居住ニーズに対応した空き家の活用等
地方公共団体とNPO、法務、不動産、建築、金融、福祉の専門家等が連携して、空き家に関する相談対応・派遣や普及啓発、空き家活用の提案・実践を行う体制の構築等に係る取組 	異業種間の連携やデジタル技術の活用(DX)による空き家の調査・活用・除却の推進に資する新たなビジネス等のスタートアップに係る民間事業者等による取組 <提案が期待される取組の例> ・地方公共団体の空き家対策を効率化・合理化するツールやサービスの開発等 ・空き家所有者による活用・除却等の判断を迅速化し行動を促すツールやサービスの開発等 ・空き家の処分や活用に係る所有者の負担（手間、コスト）を軽減・適正化するツールやサービスの開発等 .etc	空き家を活用した子育て世帯への住まいの提供や移住、定住、二地域居住等の新たなライフスタイル・居住ニーズへの対応など、空き家の多様な活用や流通を促進する取組 <提案が期待される取組の例> ・空き家を改修・サブリースして子育て世帯向けの住宅や子育て支援施設等として活用する取組 ・移住、定住、二地域居住、多地域居住等を実現するために空き家を活用する取組 ・一定のエリアに存在する複数の空き家を連携させて活用する取組 .etc

提案の区分を選択

ソフト型	ソフト・ハード一体型
<input type="radio"/> 空き家の活用等に係る現地調査、ワークショップ、事業企画、官民連携体制やビジネスモデルの構築などを実施する場合	<input type="checkbox"/> ビジネスモデル、事業スキームやシステムの構築と併せて行う空き家の改修工事等、空き家活用の実践型ワークショップ等を実施する場合 <input type="checkbox"/> 個別の空き家の活用方法等について、まちづくりの観点から地域で検討し、その結果を踏まえ改修工事等を実施する場合

(注) 市区町村の空き家対策計画に沿って行われる取組、又は空き家の活用・除却工事等につながる取組に限る。

② ハード提案部門

建物や敷地状況に応じた空き家の改修工事や除却工事などハード整備の技術や工法、施工プロセス等について評価

<想定される取組の例>

- 耐震性能及び施工向上と居住性を両立する改修工事
- 建物や敷地条件等に応じて築費、稼働の抑制、工期の短縮、コストの抑制に大きく寄与する技術や工法、施工プロセスによる改修・除却工事
- デジタル技術を活用した効率的な改修・除却工事

■補助事業者 NPO、民間事業者、地方住宅供給公社等 地方公共団体	■補助対象 ① 調査検討、計画策定、普及・広報等に要する費用 ② 改修工事、除却工事、除却後の土地の整備に要する費用
■補助率 ① 定額 ② 改修工事：1/3、除却工事：2/5、除却後の土地整備：1/3	

優良建築物等整備事業の概要

社会資本整備総合交付金等に支援

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。

型	タイプ	概要	新築・改修
優良再開発型	共同化タイプ	住宅等の地権者が敷地の共同化を行い建築物を整備する事業(任意の再開発)	新築
	市街地環境形成タイプ	地区計画・建築協定の区域内で協調的な建築物を整備する事業等	新築
	マンション建替タイプ	区分所有者による老朽化したマンションの建替を行う事業	新築
市街地住宅供給型	中心市街地共同住宅供給タイプ	中心市街地における優良共同住宅の供給を行う事業	新築
既存ストック再生型	-	既存建築物ストックのバリアフリー性能、省エネ性能等の向上のための改修を行う事業	改修
都市再構築型	人口密度維持タイプ	まちの拠点となるエリアに医療等の施設を整備する事業	新築・改修
	高齢社会対応タイプ	駅等に近接した高齢者が交流する施設を整備する事業	新築・改修
複数棟改修型	-	一定のエリア内で市街地環境の形成に寄与する改修と併せて行われる複数棟の建築物ストックの改修を行う事業	改修

優良再開発型 (既存市街地の再開発を促進)

共同化タイプ(任意の再開発)

小さな敷地が集まり共同化

市街地環境形成タイプ

建築協定地区計画等による市街地整備

協議調整による良好なまちづくり

マンション建替タイプ

老朽化したマンションの建替

市街地住宅供給型 (住宅の供給を促進)

中心市街地共同住宅供給タイプ

中核的エリア内住宅供給

既存ストック再生型 (既存ストックを、現在の居住ニーズ等にあったストックに改修)

区分所有者等によるバリアフリー改修する場合

階段等にエレベーターも設置

都市再構築型 (都市機能の誘導)

底土利用や既存ストックを活用して誘導施設を整備

複数棟改修型 (一定エリアにおける市街地環境の改善)

市街地環境の形成に寄与する改修と同時に複数の建築物を整備

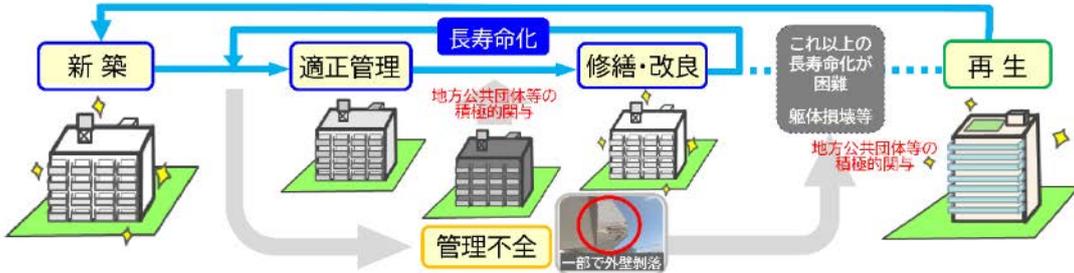
まちづくりを促進

補助要件	■事業要件 ・地区面積が概ね1,000㎡以上 ※1・市街地総合再生計画等に定めるものは概ね500㎡以上 ・一定の要件を満たす場合、複数地区の面積合計が概ね1,000㎡以上 ・既存ストック再生型及び都市再構築型の場合は概ね300㎡以上 等 ・一定以上の空地確保、一定の接道要件の確保 等
補助対象費用	■補助対象費用 ①調査設計計画 ②土地整備(除去費等) ③共同施設整備(共用通行部分、空地等の整備) ※2 都市再構築型の場合、上記に加え、一定の用地取得費及び隣接施設にかかる専有部整備費も補助対象となる。
施行者	地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等
対象地域	三大都市圏の既存市街地等、近郊整備地帯等、都市開発区域、地方拠点都市地域、中心市街地活性化基本計画区域、都市機能誘導区域内の中心拠点区域又は生活拠点区域 等
補助率	国：1/3、地方：1/3、民間事業者等：1/3 等 (長期優良住宅の整備を含む場合は、 国：2/5、地方：2/5、民間事業者等：1/5)

マンション総合対策モデル事業

令和7年度当初予算：27億円 通省

マンションの建物と居住者の「2つの古い」の進行を踏まえ、ライフサイクルに応じた取組の充実・強化を図るため、マンション関係法の見直しとあわせて、マンションの長寿命化等に資する先導的な取組への支援の強化及び地方公共団体による先導的な老朽マンション対策を支援する事業を創設する。



【1】マンションストック長寿命化等モデル事業

→マンションの長寿命化等に資する先導的な取組について、その費用の一部を支援する。

【補助率】計画支援：定額、工事支援：国1/3

<想定される支援例>

- ・既存の躯体を有効活用し建物を長寿命化させる一棟リノベーション工事
- ・超高層マンションにおける給排水設備の長寿命化工事 等

(一棟リノベーション工事のイメージ)



【2】老朽マンション対策モデル事業

→地方公共団体による先導的な老朽マンション対策について、その費用の一部を支援する。

【補助率】①に要する経費：国1/2、地方1/2
②のうち調査検討経費：国1/3、地方1/3
②のうち工事費：国1/6、地方1/6

① 管理不全マンション化の防止

- ・管内マンションの管理状況等の実態調査
- ・管理組合の合意形成のための専門家派遣 等

② 管理不全マンションの再生支援

- ・再生のための調査検討
- ・再生のための工事

(管理不全化が進行したマンション)



長期優良住宅化リフォーム推進事業

令和7年度当初予算：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(373.40億円)の内数

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームに対し幅広く支援を行う。

事業概要

【対象事業】

以下の①、②及び③を満たすリフォーム工事

- ①インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
- ②工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること
- ③以下のいずれかの性能向上に資するリフォームであること
 - a) 構造躯体等の劣化対策
 - b) 耐震性
 - c) 省エネルギー対策
 - d) 維持管理・更新の容易性
 - e) 可変性
 - f) 高齢者対策
 - g) 三世帯同居対応
 - h) 子育て世帯向け改修
 - i) 防災・レジリエンス性向上改修

【補助率】 1/3

【限度額】 80万円/戸

- 長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合 160万円/戸
- 三世帯同居改修工事を併せて行う場合
若者・子育て世帯が工事を実施する場合
既存住宅を購入し工事を実施する場合 } ⇒上記の限度額に、50万円/戸を加算



効果

- 良質な既存住宅ストックの形成
- 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化
- 子育てしやすい生活環境の整備 等

4 住まいの確保等に対する居住支援

4 住まいの確保等に対する居住支援	担当府省庁
(1) サービス付き高齢者向け住宅整備事業（スマートウェルネス住宅等推進事業）	国土交通省
(2) 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業（スマートウェルネス住宅等推進事業）	国土交通省
(3) こどもの居場所づくり支援体制強化事業	こども家庭庁

スマートウェルネス住宅等推進事業

令和7年度当初予算：160.87億円

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅の整備、先導的な住環境・市場環境整備、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援。

① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

○ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、整備費に対して支援を実施

補助率：新築 1/10（補助限度額：70・120・135万円/戸）
改修 1/3（補助限度額：195万円/戸） 等

② セーフティネット住宅改修事業（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業）

※社会資本整備総合交付金等による支援も実施

○ 既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用住宅等とする場合や、これに子育て支援施設を併設する場合等の改修費に対して支援を実施
補助率：1/3 補助限度額：50万円/戸・1,000万円/施設 等
対象工事：バリアフリー改修工事、耐震改修工事、シェアハウス化工事、間取り変更工事、省エネ改修工事、安否確認の設備の設置改修工事、防音・遮音工事 等

③ 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保と健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定される取組に対して支援を実施
補助率：新築1/10、改修2/3、技術の検証等に係る費用2/3

④ みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業

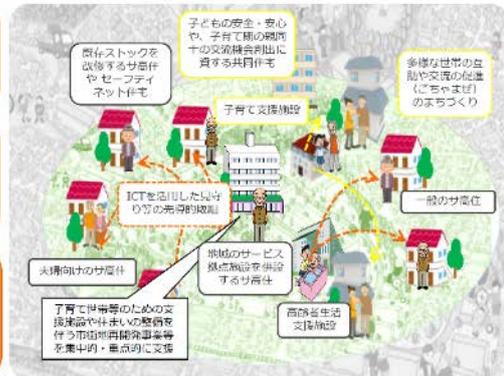
○ 居住支援法人や家賃債務保証業者等が連携して行う、居住サポート住宅等を供給する大家等の不安の軽減に資する先導的な取組に対して支援を実施
補助率：定額 補助限度額：1事業あたり300万円/年

⑤ 地域生活拠点型再開発事業

○ 子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等に対して、集中的・重点的に支援を実施
補助率：国1/3（ただし地方公共団体の補助する額の1/2以内）
補助対象：調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費

⑥ 子育て支援型共同住宅推進事業

○ 子どもの安全・安心や、子育て期の親同士の交流機会創出に資する共同住宅整備（賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修）に対して支援を実施
補助率：①「子どもの安全確保に資する設備の設置」：新築1/10、改修1/3（上限100万円/戸）
②上記①と併せて、「居住者等による交流を促す施設の設置」：新築1/10、改修1/3（上限500万円/棟）
※賃貸住宅の新築に対する補助の際は、上記②を必須とする。



事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い進捗するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

<広報啓発の取組例>

- ・ こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・ 居場所マップの作製・配布
- ・ 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・ 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法を検証するためのモデル事業を実施。

<想定されるテーマ例>

- ・ 早朝のこどもの居場所づくり
- ・ 新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ コースを中心とした居場所づくり
- ・ 居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助率】 国 1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】 1 都道府県あたり 7,206千円 1 指定都市あたり 5,622千円
1 特別区・中核市あたり 3,543千円 1 市町村あたり 2,003千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助率】 国 1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】 1 都道府県あたり 4,552千円 1 指定都市あたり 4,134千円
1 特別区・中核市あたり 3,886千円 1 市町村あたり 2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】 都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【補助率】 国 10/10

【補助基準額】 1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。



5 モビリティの確保に対する支援

5 モビリティの確保に対する支援	担当府省庁
(1) 新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金：ソフト事業) ⇒ 1 (1) 参照	内閣官房・内閣府
(2) 地域公共交通確保維持事業	国土交通省
(3) 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業	環境省・国土交通省

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

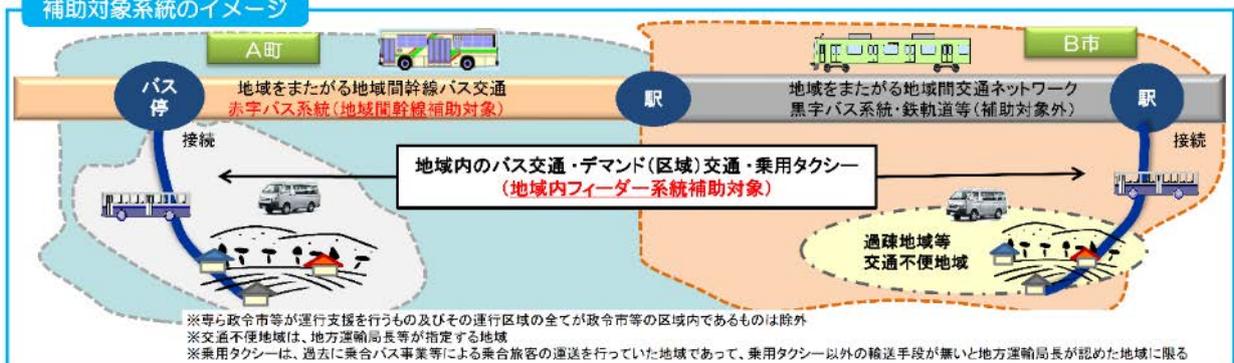
地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- 補助率 1/2以内
- 主な補助要件
市町村等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり、
・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、
・自家所有有償旅客運送者による運行であること
・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1運行（往復）以上であること
・経常赤字であること



補助対象系統のイメージ



地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業（国土交通省連携事業）



【令和7年度予算額 1,100百万円（1,495百万円）】

環境省

鉄道事業等における省エネ設備・機器の導入を促進し、再生可能エネルギーと積極的に組み合わせることで脱炭素化された地域の公共交通の構築を支援します。

1. 事業目的

- ・地域の公共交通における省CO2効果の高い鉄道・LRT・グリーンスローモビリティの車両や設備等の導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの積極利用を促すことで、2050年カーボンニュートラルに資する地域の脱炭素交通モデルを構築する。

2. 事業内容

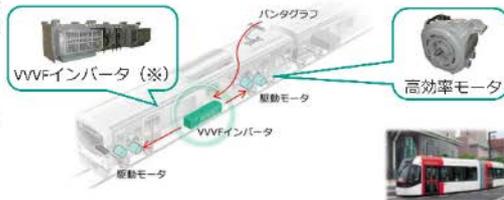
- (1) 交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業（補助）
・マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、交通システムの省CO2化を加速させるため、鉄道やLRT（Light Rail Transit）における省CO2効果の高い車両や先進的な省エネ機器等の導入支援を行う。
- (2) グリーンスローモビリティの導入促進事業（補助）
・地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティ（時速20km未満で公道を走ることができる電動車）の導入支援を行う。
- (3) 公共交通分野の効果的CO2削減方策検討事業（委託）
・先進的な設備・システムの調査、公共交通分野のCO2削減の効果検証を通じ、より効果的・効率的な公共交通の支援の方向性を検討するための調査を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 間接補助事業（1/2, 1/3, 1/4 ※一部上限あり）
(2) 間接補助事業（1/2 ※一部上限あり）
(3) 委託事業
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和9年度

4. 事業イメージ

- (1) 交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業



※ 駆動モータの回転力及び回転数を制御する装置
（写真は東洋電機製作所JHPより）

- (2) グリーンスローモビリティの導入促進事業



お問い合わせ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301

6 アドバイザー紹介・派遣等

6 アドバイザー紹介・派遣等に対する支援	担当府省庁
(1) 地域活性化伝道師	内閣府
(2) PPP/PFI 専門家派遣制度	内閣府
(3) URによる住宅団地再生に係るコーディネート業務の特例	内閣府 ((独) 都市再生機構)
(4) スモールコンセッション(専門家派遣) ⇒ 2 (5) 参照	国土交通省

地域活性化伝道師について

内閣府地方創生推進事務局

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行うおうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数 319名 【令和6年10月1日～令和7年9月30日】
※地方創生サイト (<https://www.chisou.go.jp/tiki/dendoushi/index.html>) において公開

<分野別登録数(重複を含む)>

1. 地域産業・イノベーション・農商工連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
120人	23人	76人	11人	51人	119人	31人	135人

○活用方法

- 各地方公共団体及び団体等が、課題解決への取組にに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。
- 地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

モデル地域における指導内容イメージ

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



②取組の実施段階

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③取組の事業化段階

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



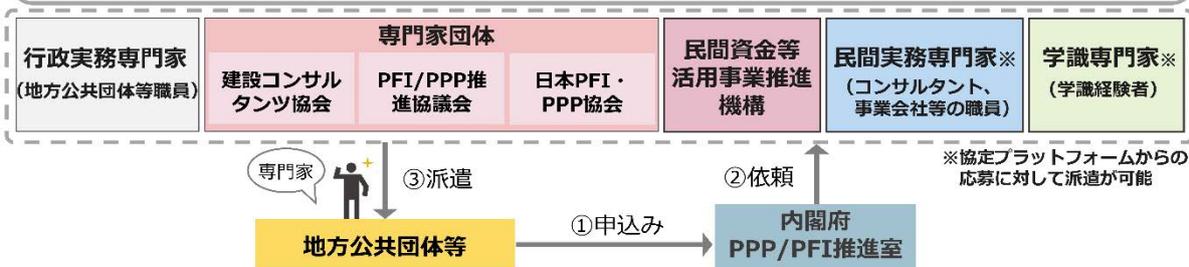
地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和6年度末までに延べ585件。
- 令和7年度より、内閣府及び国土交通省と協定を結んでいる地域プラットフォーム（以下、「協定プラットフォーム」という。）事務局からの依頼に応じて派遣できる専門家を拡充。

【制度の概要】

- 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）。
- 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。
- 専門家の派遣は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、専門家団体（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能。協定プラットフォームからの応募の場合、民間実務専門家名簿又は学識専門家名簿に記載された専門家からの選択も可能。
- 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施。
 (PPP/PFI事業に係る依頼内容の例)
 - ・ 制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
 - ・ 事業の案件形成、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会対応、庁内合意形成に関する相談
 - ・ 金融、ファイナンスに関する相談
 - ・ 地域プラットフォームの形成・運用、優先的検討規程の策定・運用に関する相談
 - ・ 首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
 - ・ 民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談



URによる住宅団地再生に係るコーディネート業務の特例

概要

○ 独立行政法人都市再生機構（UR）が、自ら管理する団地の再生等で蓄積してきた経験・ノウハウを提供し、UR団地以外の住宅団地において、市町村が取り組む団地再生を支援する。

地域の団地の課題

- ・ 高齢者の医療、福祉、買物支援などのニーズ、子育て世帯の保育ニーズなどの高まり
- ・ 人口減少等により生活に必要なサービス供給が不足
- ・ 団地再生には住民、地域の事業者や各種団体など様々な主体との調整が必要

地方公共団体の課題

- ・ 団地再生の経験、ノウハウの不足
- ・ 団地再生に必要な調整等まちづくりを担う人材不足

（URによるUR団地再生の取組例）



UR団地内の集会所を改修し、地域包括支援センター、医療介護サポートセンターなどを誘致。高齢になっても住み続けられる住環境を整備

<URによるコーディネート>

- 地域住民の声を反映し、団地に必要な機能や事業スキームを検討
- 地方公共団体、自治会、医療関係者などの関係者による協議会の立上げ、運営を支援 等

UR団地再生の経験やノウハウを活用

※UR法により再開発等に関するコーディネート業務は行えるが、団地の利便施設の導入等に必要業務は行えない

地方公共団体の団地再生の取組

認定地域再生計画に基づく地域住宅団地再生事業として、団地に医療、福祉、子育て支援、生活利便等に関する機能を新たに導入



(参考)小中学校の校舎施設を利用して、福祉施設を導入。(北海道北広島市)

地方公共団体の取組を支援

URによる団地再生コーディネート業務 (調査、調整、技術の提供)

構想・計画段階

- 住民のニーズ調査、団地再生に向けた地域の連携体制の構築を支援
- 団地への医療、福祉等の機能の導入に向けたシナリオづくり
- 団地再生事業のスキーム検討、計画作成

事業化検討・立上げ段階

- 地域の合意形成支援
- 民間事業者の誘導方策の検討

事業実施段階

- 事業実施手続の支援

※URは、地方公共団体から委託を受けコーディネート業務を実施